

地域医療対策協議会等の役割について

現行： 地域医療対策協議会の役割等が不明確
地域医療支援センターとの関係・役割分担も不明確

地域医療対策協議会



構成員 都道府県、大学、医師会、主要医療機関等

役割 協議事項が具体化されていない
(医療従事者の確保(地域医療対策)のみ)

協議の方法 具体的な協議の方法は定められていない

国のチェック 協議内容に対する国のチェックの仕組みなし



関係・役割分担が不明確

地域医療支援センター (医師確保対策の事務の実施拠点)



法定事務 都道府県内の医師確保状況の調査分析
医療機関や医師に対する相談援助

法定外事務 医師派遣のあっせん・調整(通知・予算)
キャリア形成プログラムの策定促進(通知・予算)等

協議の方法 運営委員会で協議(構成員、協議内容等が、地域医療対策協議会と重複)

見直し後： 地域医療対策協議会の役割明確化・協議プロセスの透明化
地域医療支援センターとの関係・役割の明確化

地域医療対策協議会



構成員 都道府県、大学、医師会、主要医療機関、民間医療機関 等
※ 議長は都道府県以外の第三者・互選、女性割合に配慮 等

役割 協議事項を法定

- ・キャリア形成プログラムの内容
- ・医師の派遣調整
- ・派遣医師のキャリア支援策
- ・派遣医師の負担軽減策
- ・大学の地域枠・地元枠設定
- ・臨床研修病院の指定
- ・臨床研修医の定員設定
- ・専門研修の研修施設・定員 等

協議の方法

- ・医師偏在指標に基づき協議
- ・大学・医師会等の構成員の合意が必要
- ・協議結果を公表

協議プロセスの透明化

国
の
チ
エ
ク 派遣先(公的、民間の別)等の医師の派遣状況について定期的に国がフォローアップ

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う(法律に明記)

地域医療支援センター (医師確保対策の事務の実施拠点)



法定事務 都道府県内の医師確保状況の調査分析
医療機関や医師に対する相談援助
医師派遣事務
キャリア形成プログラムの策定
派遣医師のキャリア支援・負担軽減 等

協議の方法 原則として、地域医療対策協議会に一本化
(地域医療対策協議会のWG等として存置も可)

法改正による見直し